第15　固定負債

1　次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注９)

(1)　資産見返負債（中期計画等の想定の範囲内で、運営費交付金により、又は国若しくは地方公共団体等からの補助金等により補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは地方独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い償却資産を取得した場合（これらに関し、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。）に計上される負債をいう。）

［(2)～(9)　略］

［２　略］

第16　流動負債

1　次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注９)

(1)　運営費交付金債務

(2)　預り手数料（申請等関係事務処理法人における申請等関係事務に関する手数料をいう。以下同じ。）

(3)　預り手当財源等（申請等関係事務処理法人における児童手当財源等の預り分をいう。以下同じ。）

(4)～(16)　［略］

［２　略］

第17　引当金

［１　略］

２　中期計画若しくは事業計画又は年度計画（以下「中期計画等又は年度計画」という。）に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上しない。

［３　略］

第19　資本金等

［１～３　略］

＜注12＞資本剰余金を計上する場合について

［１　略］

２　具体的には、以下のような場合が想定される。

(1)　地方公共団体からの施設費により非償却資産又は「第87　特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産を取得した場合

［(2)　略］

(3)　中期計画等に定める「剰余金の使途」として固定資産を取得した場合

(4)　中期計画等の想定の範囲内で、運営費交付金により非償却資産を取得した場合

［(5)　略］

(6)　中期計画等の想定の範囲内で、寄附金により、寄附者の意図に従い又は地方独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い、非償却資産を取得した場合

［３　略］

第15　固定負債

1　次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注９)

(1)　資産見返負債（中期計画の想定の範囲内で、運営費交付金により、又は国若しくは地方公共団体等からの補助金等により補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは地方独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い償却資産を取得した場合（これらに関し、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。）に計上される負債をいう。）

［(2)～(9)　同左］

［２　同左］

第16　流動負債

1　次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注９)

(1)　運営費交付金債務

［新設］

［新設］

(2)～(14)　［同左］

［２　同左］

第17　引当金

［１　同左］

２　中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上しない。

［３　同左］

第19　資本金等

［１～３　同左］

＜注12＞資本剰余金を計上する場合について

［１　同左］

２　具体的には、以下のような場合が想定される。

(1)　地方公共団体からの施設費により非償却資産又は「第85　特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産を取得した場合

［(2)　同左］

(3)　中期計画に定める「剰余金の使途」として固定資産を取得した場合

(4)　中期計画の想定の範囲内で、運営費交付金により非償却資産を取得した場合

［(5)　同左］

(6)　中期計画の想定の範囲内で、寄附金により、寄附者の意図に従い又は地方独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い、非償却資産を取得した場合

［３　同左］